

2010年1月28日

お客様各位

中央労働金庫

金融円滑化の取組みについて

中央労働金庫は、昨今の労働経済情勢の悪化に伴い、貸金・一時金が減少し、返済が困難となっている勤労者が増加している状況に際し、2009年4月から「生活応援運動」を展開し、返済計画見直し相談に積極的に対応してまいりました。

今般、当金庫は「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」その他関連法令の趣旨を踏まえ、これまで実施してきた「生活応援運動」の取組みを再徹底するとともに、更なる充実を図るため、下記の通り金融円滑化実施のための態勢を整備いたしましたのでご案内いたします。

記

1. 基本方針・管理規程の策定について

当金庫は、法令を遵守するとともに、金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程を策定し、金融円滑化の取組みが適切に実施されるよう周知・徹底してまいります。

2. 金融円滑化の運営体制について

当金庫は、金融円滑化管理責任者(常務理事)を中心とした金融円滑化の運営体制を定め、金融円滑化の実施状況の把握、苦情相談の状況の把握、中小企業者の事業改善または再生のための支援を適切に実施してまいります。

3. ご相談態勢について

お客様からの返済計画見直しのご相談は、お取引店で承ります。ご相談を希望される方は、お取引店へお申し出ください。

なお、お客様のお取引店がご不明の場合は、下記フリーダイヤルへお問い合わせください。

中央労働金庫 お客様相談デスク 電話番号：0120-86-6956 受付時間：月～金 午前9時～午後6時まで (祝日・振替休日を除く)
--

以上

金融円滑化管理方針

中央労働金庫は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」その他法令を遵守し、勤労者を中心としたお客様のために必要な資金を円滑に供給するため（金融円滑化）、以下の取組みを積極的に実施します。

1. 当金庫は、お客様の返済計画の見直しに関するご相談に適切に対応する態勢を整備するとともに、ご相談があった場合には、真摯に対応いたします。
 2. 当金庫は、お客様から返済計画の見直しに関するご相談があった場合には、メリットおよびデメリット等も明示しながら将来に渡る無理のない返済計画をお客様とともに考えます。
 3. 当金庫は、お客様から返済計画の見直しに関するお申込みを受けた場合には、説明および情報提供を適正かつ十分に行うとともに、お客様の財産および収入の状況、支出の改善等家計全体に目配りを行い、できる限りお客様の要望に応えるよう努めます。
 4. 当金庫は、お客様から返済計画の見直しに関するお申込みを受けた場合、他の金融機関、住宅金融支援機構、信用保証機関等が関係している場合には、独占禁止法や個人情報保護法に配慮しつつ、当該機関と緊密な連携を図った対応に努めます。
 5. 当金庫は、お客様から寄せられる返済計画の見直しに関するご要望、苦情等を真摯に受け付けます。
- 返済計画の見直しに関するご相談、ご要望、苦情等は、お取引店または下記までお問い合わせください。

中央労働金庫 お客様相談デスク 電話番号：0120-86-6956 受付時間：月～金 午前9時～午後6時まで （祝日・振替休日を除く）
--

2010年1月
中央労働金庫